

〈条例（素案）の概要〉

（仮称）川越市歯科口腔保健の推進に関する条例（素案）の概要について

1 目的

口腔の健康が、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、歯科口腔保健を推進する上での基本的な事項を定めるとともに、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とするものです。

2 定義

この条例において用いられる用語を定義するものです。

- (1) 「歯科口腔保健」とは、歯科疾患の予防等により口腔の健康を保持することをいいます。
- (2) 「歯科検診等」とは、歯科に関する検診（健康診査及び健康診断を含む。）や保健指導等をいいます。
- (3) 「歯科医師等」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士など歯科医療や歯科保健指導などの業務に従事する者をいいます。

3 基本理念

歯科口腔保健の推進は、次の事項を基本理念として実施するものとします。

- (1) 市民が生涯にわたり、日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態や歯科疾患の特性に応じて、歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関連分野との施策の連携を図り、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

4 市の責務

市は、基本理念を踏まえた歯科口腔保健の施策の推進に努めるものとします。

5 歯科医師等の責務

歯科医師等は、基本理念を踏まえ、市が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するよう努めるものとします。

6 市民の責務

市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたり、歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとします。

7 関係機関等の責務

保健、医療、福祉及び教育の関係機関等は、基本理念を踏まえ、それぞれの業務において市が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力し、相互に連携及び協力を図るよう努めるものとします。

8 事業者の責務

事業者は、基本理念を踏まえ、雇用する従業員に関し、歯科検診等を受ける機会を確保し、歯科口腔保健に関する従業員の取組を支援するよう努めるものとします。

9 基本的な計画

市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、基本的な計画を策定するものとします。

10 基本的施策の実施

市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健を計画的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 歯科口腔保健の普及啓発に必要な施策
- (2) 歯科検診等の受診を促進することに関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までの時期に合わせた歯科口腔保健に必要な施策
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する歯科口腔保健に必要な施策
- (5) 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究に必要な施策
- (6) その他、市民の歯科口腔保健の推進に必要な施策

11 施行予定日

公布の日から施行しようとするものです。